

沖縄県学力到達度調査等問題作成業務委託 【事業者選定委員会設置要綱】

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県学力到達度調査等問題作成業務委託における受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(選定委員会の設置)

第2条 問題作成の業務委託に係る企画提案の審査及び評価(以下、「評価等」という。)を行うため、選定委員会を設置する。

2 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、委員長は沖縄県教育庁義務教育課学力向上推進室長の職にある者を充て、副委員長及び委員は別紙1に掲げる者で構成する。

3 委員長は、選定委員会を招集し、議事を進行する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 副委員長及び委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、あらかじめ委任状を提出し、当該委任状で委員が委任する者に評価等を行わせることができる。

(選定委員会の役割)

第3条 選定委員会は、評価等を行うため、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 企画提案書の書類審査

(2) プレゼンテーションのヒアリング

(3) 企画提案の評価

(4) 優先交渉者の順位付け

2 選定委員会は、問題作成の業務を効率的・効果的に実施できる事業者の選定を行うために、書類審査及びヒアリング等の結果を踏まえ、別紙2「委託事業者選定委員会選定方針」により企画提案の評価等を行う。

3 選定委員会は、前項の評価等の結果に基づき、優先交渉者の順位を決定する。

4 前項の規定にかかわらず企画提案の応募が1事業者であるときは、当該事業者が第2項の評価等の結果に基づき問題作成の業務の受託事業者として適切と判断される場合は、選定委員会は、当該事業者を優先交渉者とすることができます。

(優先交渉者との交渉)

第4条 問題作成の業務委託は、前条第3項の規定に基づき優先交渉者の順位で第1位となった事業者と交渉を行い、問題作成の業務委託に係る契約を締結するものとする。

2 前項の交渉が整わない場合は、次順位の事業者と交渉を行い、問題作成の業務委託に係る契約を締結するものとする。この場合、当該事業者と契約の交渉が整わない場合も同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、企画提案の応募が1事業者であるときは、前条第4項の規定に基づく優先交渉者と交渉を行い、問題作成の業務委託に係る契約を締結するものとする。

4 前3項の交渉が整わない場合は、再度、問題作成の業務委託に係る企画提案の公募を行うこととする。

(終期)

第5条 選定委員会は、第1条の目的を達成したとき終了する。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、義務教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。